



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

J R 東日本労働組合
発行者 情報宣伝部
2025 年 12 月 5 日 No.974

人事・賃金制度等の見直し

会社提案に対する東日本ユニオン基本要求的・第三次草案

【定期昇給、扶養手当、昇格昇給について】

- 能力昇給へ移行せず、職制別に一律の定期昇給制度とすること。昇給額は以下のとおりとすること。
係職：4,600 円、指導職：4,700 円、主任職：4,800 円、主務職：5,500 円、主幹職 B・T L 職 B：6,100 円、
主幹職 A・T L 職 A：6,200 円
- 扶養手当を廃止せず、役割遂行賃金とし、扶養する者 1 人につき一律 20,000 円とすること。
また、普通障がい者は年齢を問わず扶養親族とすること。
- 主任職以下の昇格昇給額を増額し、昇給額は以下のとおりとすること。
係職→指導職 4,000 円 指導職→主任職 4,000 円

【各種手当等について】

- 超過勤務手当 B 単価を 150/100 とすること。
- 休日勤務は始業時刻から終業時刻までの全ての時間を D 単価とすること。
- 拘束時間手当を新設し、1 勤務あたりの支給額は以下のとおりとすること。
8 時間 30 分以上：1,000 円、15 時間以上：2,000 円、20 時間以上：3,000 円、24 時間以上：5,000 円
- ゴールデンウィーク手当（4 月 29 日～5 月 5 日）、お盆輸送手当（8 月 11 日～16 日）を新設し、1 暦日につき 5,000 円とすること。また、超過勤務手当 D 単価を併給すること。
- 年末年始手当は 1 暦日につき 5,000 円とすること。
- 年末年始手当の対象期間を 12 月 30 日から 1 月 4 日とすること。
- 祝日勤務手当を復活し、C 単価とすること。
- 汚物・嘔吐物・動物処理手当を新設し、1 回につき 2,000 円とすること。
- 屋外作業及び冷房設備のない屋内作業において、気温が真夏日(30℃)を超える環境で作業をする場合は日額 1,000 円。猛暑日(35℃)を超える環境の中で作業する場合は日額 2,000 円をそれぞれ支給すること。
- 遠距離異動手当は異動及び「業務内容変更」に関わらず、以下の条件が生じるとに支給すること。
 - ・東北、甲信越、北関東の各事業本部所属社員は、居住地から勤務箇所までの距離が 50 km 以上又は通勤時間 1 時間以上の場合。
 - ・首都圏の各事業本部所属社員は、居住地から勤務箇所までの距離が 100 km 以上又は通勤時間 1 時間以上の場合。

【住宅に関する手当等について】

- 住宅等手当の地域額を役割遂行賃金とし、一律 45,000 円とすること。
- 住宅等手当の住居額における所有住居額及び賃貸住居額の地域区分を設けず、一律地域 A の住居額とすること。
- 住宅等手当（別居額）を月額 60,000 円とすること。
- 寒冷地手当を廃止せず、支給条件を居住地とすること。

【通勤に関する手当について】

- 通勤手当（自動車等）の増額を以下のとおりとすること。
2 km未満：月/ 2,000 円、 2 km以上：月/ 4,200 円、10 km以上：月/ 7,300 円、15 km以上：月/10,400 円、
20 km以上：月/13,500 円、25 km以上：月/16,600 円、30 km以上：月/19,700 円、35 km以上：月/22,800 円、
40 km以上：月/25,900 円、45 km以上：月/32,300 円、50 km以上：月/35,500 円、55 km以上：月/38,700 円
- 自動車等の通勤を認められた社員に対し「駐車場代（駐輪場代を含む）」を支給すること。支給額は実費とし、
上限は月額 10,000 円とすること。
- 新幹線等による通勤について、東海道新幹線の熱海以遠、北陸新幹線の上越妙高以遠、北海道新幹線の新青森以
遠も認めること。

【育児・介護に関する制度等について】

- 育児・介護勤務制度に関わらず全社員が短時間勤務、短日数勤務を取得可能とすること。
- 育児・介護応援手当を新設し、育児・介護勤務制度を使用していない社員に月額 3,000 円を支給すること。

【乗務業務に関する制度等について】

- 乗務員手当を廃止しないこと。
- 予備勤務を廃止しないこと。
- 運転士業務は希望制とすること。
- 乗務業務における勤務指定は乗務割交番作成規程の在宅休養時間を適用すること。
- 一般線区の拘束時間限度を稠密線区と同等とすること。
- 変形勤務等で急遽乗務する場合のアルコール検査で 0.00 mg/ℓ 以上の表示を確認しても欠在とせず、飲酒を否
定して 0.15 mg/ℓ 未満の表示の場合は乗務業務以外を継続可能とすること。
- 変形勤務等で急遽乗務する場合は 2 暦日にまたがる勤務変更及び業務指示は行わないこと。

【業務手当（資格）について】

- 「業務手当(指定)」の区分に、甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許、新幹線電気車運転免許、蒸気機関車
運転免許のいずれかの資格を有し、医学適性検査第 1 種及び運転適性検査第 A 類の適性資格を有する社員を加え
ること。支給額は月額 15,000 円とすること。
- 特定の資格等を有する業務の対象資格を複数有する場合、全ての資格を適用して併給すること。

【年次有給休暇について】

- 年次有給休暇は 25 日を限度として付与すること。
- 年次有給休暇は入社 1 年目から最大日数を付与すること。

【運転無事故表彰について】

- 運転無事故表彰を廃止しないこと。

【出向に関する制度等について】

- 満 60 歳以上の社員は「原則出向」とはせず、ＪＲ本体または出向を選択制とすること。
- 出向社員の年間休日数は、ＪＲ本体と同様に 120 日に統一すること。

【退職に関する制度等について】

- 令和 8 年 3 月 31 日以前に入社した社員は企業型確定拠出年金制度と退職金制度を選択制にすること。なお、退職金制度を選択した社員の移管金及び会社拠出金を退職積立金として会社が管理すること。また、退職までの間に企業型確定拠出年金制度への移行も可能とすること。
- 早期退職加算金制度を見直し、加算金は以下のとおりとすること。
60 歳：1,000 万円、61 歳：800 万円、62 歳：600 万円、63 歳：400 万円、64 歳：200 万円

【社員の勤務地、担務、異動等について】

- 社員の「主たる勤務地」及び「主たる担務」を定めること。
- 社員の「主たる勤務地」及び「主たる担務」は希望どおりとすること。希望どおりにならない場合、配属期間は 3 年以内とすること。
- 「異動」及び「業務内容変更」は前々月の 25 日までに事前通知を行うこと。

【福利厚生等について】

- カフェテリアポイントを現行の 230 ポイントから 300 ポイントに増やすこと。
- 新年度に付与される購入券の枚数を現行の 40 枚から 50 枚に増やすこと。
- 単身赴任に関わらず独身の社員に対しても自宅、契約しているアパートに帰省する際は帰省用交通費を支給すること。
- 社宅居住期間制限を廃止すること。
- 社宅の湯沸器、エアコン、照明器具、換気扇は会社が設置すること。
- 社員が希望する所在地の寮に入寮できるようにすること。
- 入寮条件から年齢制限を廃止し、希望者は入寮できるようにすること。
- 社会の変化等に対応し、寮の各部屋に風呂（シャワー）とトイレを設置すること。
- 35 歳以上の独身者が転勤する際の入寮可能条件を、令和 8 年 4 月 1 日以前の社員にも適用すること。
- 社員の勤務実態等を踏まえて、社宅及び寮の「週に 2 回以上は寮に宿泊する」とした入寮条件を廃止すること。
- ＪＲ東日本グループ社員持株会の拠出額は、期末手当における支給月数に応じた比率とすること。
- ＪＲ東京総合病院及びＪＲ仙台病院と同様の医療機関を 36 事業本部に設置すること。